嵐山町ファミリーサポートセンター・嵐山町緊急サポートセンター

会員登録・ご利用の手引き

1. ファミリーサポートセンター、緊急サポートセンターの仕組み ・・・・	1
2. ファミリーサポートの活動 ・・・・・・・・・・・・・・	
(1)登録から利用までの流れ ・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
3. ファミリーサポート同席傾聴事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
4. 緊急サポートの活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(1)病児・病後児の受け入れ基準について ・・・・・・・・・・・・	
(2)利用料金 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(3)登録から利用までの流れ ・・・・・・・・・・・・・・・	
5. 料金の算出方法について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
6. 保険について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 (
7. 預かりに際して準備して頂くもの ・・・・・・・・・・・ 1	1

緊急サポートセンター埼玉

7333-0801

川口市東川口4-2-20プロミネンス II 102号室

ホームページ: http://byoujihoiku.blog.shinobi.jp/



問合せ

電話 : 048-297-2903 FAX : 050-3488-0147

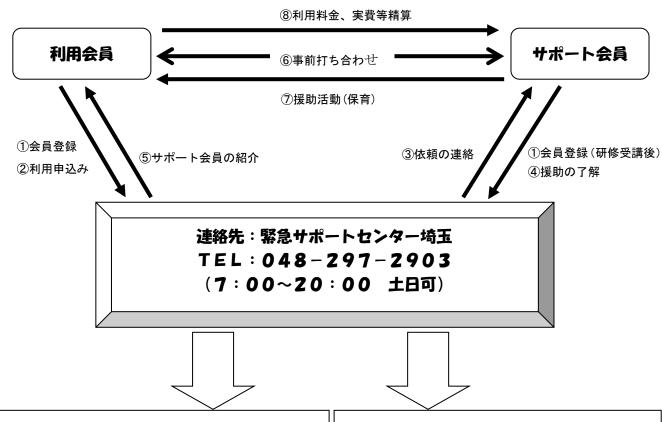
1. センターの仕組み

ファミリーサポートセンター・緊急サポートセンターは、安心して子育てができるように、 子育てのお手伝いをして欲しい方(利用会員)と子育てのお手伝いをしたい方(サポート会員)が会員となって、双方の合意のもと、お子さんの預かりを行う会員組織の有償ボランティアの活動です。

センターは、利用会員の援助内容や要望にお応えできるサポート会員を紹介し、安心して 援助活動が行えるようにお手伝いします。

援助の内容によって、ファミリーサポート、緊急サポートのいずれかで対応していきます。 料金も違いますので、ご相談ください。

●●●センターの仕組み●●●



予定が決まっている、元気なお子さんの預かりは ファミリーサポート

※事前にサポート会員をご紹介し、 予め依頼内容を決めておきます

- ・保育所等への送迎やその前後の預かり
- ・保育所等の休みの時の預かり
- ・習い事等の送迎
- ・保護者の求職活動中の預かり
- ・保護者の通院やリフレッシュ等の際の預かり

急を要する時、病気のお子さんの預かりは **緊急サポート**

※必要に応じてサポート会員を探します。

- ・病児、病後児の預かり、受診
- 宿泊を伴う預かり
- ・保育所等からの急な呼び出し時のお迎え、預かり、受診
- ・お母さんが体調不良で保育が困難な時の預かり
- ・冠婚葬祭など急を要する外出時の預かり
- そのほか急を要する子育てに関する困った時など

2. ファミリーサポートの活動

●サポート内容

事前にご紹介したサポート会員と、打ち合わせをした内容に沿って援助を行います。 元気なお子さん、予定の立つお預かりが基本となります。

- 保育所や幼稚園、小学校等への送迎やその前後のお預かり
- ・保育所、学校等の休みの際のお預かり
- 習い事等の送迎
- ・保護者の求職活動中のお預かり
- ・保護者の通院やリフレッシュ等の際のお預かり

●預かりの対象となるお子さん

原則、0歳~小学校6年生までのお子さんを対象とします。

●預かり人数

複数のお子さんのお預かり可。サポート会員と相談のうえ、決定致します。

●援助活動の日時

援助活動は、1年を通じて行います。

●援助活動の場所

サポート会員宅、利用会員宅、合意が得られれば、その他の場所でのお預かりが可能です。

■利用料金(お子さん1人/1時間あたりの料金)

世帯区分に応じて、料金の一部をサポート会員へ町が負担します。 援助活動終了後、単価から、町の負担金を減じた額をサポート会員にお支払いして下さい。

【一般世帯の場合】

援助活動の時間	単価	町が負担	実際に支払う額
7時~19時	700円	200円	500円
19時~7時	800円	200円	600円

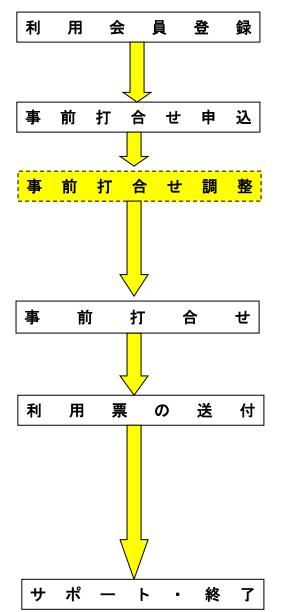
【ひとり親家庭・市町村民税非課税世帯・生活保護世帯】

援助活動の時間	単価	町が負担	実際に支払う額
7時~19時	700円	400円	300円
19時~7時	800円	400円	400円

(1)登録から利用までの流れ(ファミリーサポート)

利用会員が行うこと

センターが行うこと



- ●ホームページから入会申込フォーム、利用票2、3を 入力送信(携帯電話可)。又は、役場福祉課にて申込。
- ●センターに電話で利用希望申込み連絡を入れます。受付時間は7時~20時までです。
- ●センターでご希望を伺い、事前打合せするサポート会員を探します。サポート会員が見つかり次第、事前打合せの日程調整を行い、連絡します。

※極力希望を満たせるよう努めますが、場合により時間 や場所などの調整をさせていただく場合もあります。

- ●利用会員、サポート会員、事務局(地域リーダー)の 3者で事前打合せを行い、援助内容、日時など、保育に 必要な事柄を確認します。
- ●利用票1をセンターに送付。

※利用票の送付ができない場合、その旨をセンターに伝 えてください。利用希望申し込み時に詳しい情報をお伺 いします。

- ●利用票を送っていただき次第、サポート会員の連絡先 をお伝えします。また、サポート会員には、利用会員の 連絡先等、必要な情報をお伝えします。
- ●援助活動報告書の内容を確認、署名、捺印します。 料金と実費をサポート会員に直接支払います。

利用票送付先

緊急サポートセンター埼玉

7333-0801

川口市東川口4-2-20 プロミネンスⅡ 102号室

問い合わせ

電話番号 048-297-2903 (7時~20時)

FAX 050-3488-0147

e-mail byoujihoiku@oboe.ocn.ne.jp

3. ファミリーサポート同席傾聴事業

●サポート内容

事前にご紹介したサポート会員と、打ち合わせをした内容に沿って援助を行います。(ファミリーサポート事業と同じです。)

対象のお子さんの預かりだけではなく、家庭で孤独になりがちな時の話し相手になり、子育ての負担を軽減いたします。利用会員宅において、利用会員が同席していることを条件に、サポート会員が保育いたします。

●預かりの対象となるお子さん(利用会員の同席を条件)

原則、0歳~3歳までのお子さんを対象とします。

●援助活動の場所

原則、利用会員宅とし、合意が得られれば、その他の場所でお話を伺います。

●利用料金(お子さん1人/1時間あたりの料金)

世帯区分に応じて、料金の一部をサポート会員へ町が負担します。

援助活動終了後、単価から、町の負担金を減じた額をサポート会員にお支払いして下さい。

【一般世帯の場合】

援助活動の時間	単価	町が負担	実際に支払う額
7時~19時	700円	400円	300円

【ひとり親家庭・市町村民税非課税世帯・生活保護世帯】

援助活動の時間	単 価	町が負担	実際に支払う額
7時~19時	700円	600円	100円

4. 緊急サポートの活動

●サポート内容

主に急を要するお預かりを行います。当日の依頼が可能で、利用するにはセンターへご連絡ください。基本的に、その時々で対応できるサポート会員が援助を行います。

- ・病児、病後児のお預かり、受診
- 宿泊を伴うお預かり
- ・保育所等からの急な呼び出し時のお迎え、お預かり、受診
- ・保護者が体調不良で保育が困難な時のお預かり
- ・冠婚葬祭など急を要する外出時のお預かり
- ・その他、急を要する子育てに関する困った時など

●預かりの対象となるお子さん

原則、0歳~小学校6年生までのお子さんを対象とします。

●預かり人数

複数のお子さんの預かり可。サポート会員と相談のうえ決定致します。 ただし、病児・病後児のお預かりは1人までとします。

●援助活動の日時

援助活動は1年を通じて行います。

●援助活動の場所

サポート会員宅、利用会員宅、合意が得られれば、その他の場所でのお預かりが可能です。

●サポート会員について

- 講習会(保育、看護、救命救急等24時間)を受けて頂いています。
- ・看護師等の資格をお持ちの方もおりますが、サポート会員のほとんどの方が子育て経験のある一般のご家庭の方です。病児の預かりに関しては、専門家ではありませんので、原則、 医療器具(喘息発作時の吸入等)を使った援助はできません。

(1)病児・病後児の受け入れ基準について

病児・病後児のお預かりの場合は、受診が必要です。保育所等からの呼び出しなどがあった際には、お子さんの状態により対応が異なりますので、まずはお電話下さい。

病児保育を利用するにあたって、最も大切なことは、利用会員さんからの正確な情報提供です。お子さんを守るためにも、また、サポート会員さんとの信頼関係を大切にするためにも、ご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

センターでは、下記の基準を参考にして、利用会員さんからの詳しいお話を聞き、できる 限りお預かりするよう努力していきたいと思っています。

お気軽にご相談ください。

☆受け入れ可能な場合☆

- 全身状態がよい場合
- ・退院後で、症状・状態が落ち着いている場合

☆受け入れられるケースが多いが、保護者からのより詳しい話を必要とする場合☆

- ・インフルエンザ、はしかなどの感染力の強い病気
- ・ひどい下痢、嘔吐(ノロウィルス、ロタウィルスなど)
- けいれんをおこしたことがある場合

☆受け入れ要相談の場合☆

・喘息、Rsウィルス感染症、肺炎、クループなどの呼吸器疾患

☆受け入れることができない場合☆

- 全身状態が悪い場合
- ・医師に密な観察が必要だと言われた場合
- ・元気がない場合
- 呼吸困難がある場合(ゼーゼーがひどい、鼻づまりが強くてミルクが飲めないなど)
- 水分が取れない、おしっこが出ていないなどの脱水症状がみられる場合
- 重症化するおそれのある感染症にかかっている場合
- ・生後半年未満38℃以上、半年から1歳未満38.5℃以上、1歳以上40℃以上の発熱

☆受け入れ可能な子どもに多い病気(参考)☆

扁桃腺炎、気管支炎、胃腸炎、ヘルパンギーナ、プール熱、手足口病、溶連菌、突発性発 疹、はやり目、急性出血性結膜炎、とびひ、おたふく、尿路感染症、風疹(三日ばしか)、 アデノウィルス感染症、中耳炎、りんご病、水ぼうそう等

- ※症状によってはお預かりできない場合もあります。
- ※障害や慢性疾患をお持ちの場合はご相談ください。

(2)利用料金(お子さん1人/1時間あたりの料金)

世帯区分に応じて、料金の一部をサポート会員へ町が負担します。 援助活動終了後、単価から、町の負担金を減じた額をサポート会員にお支払いして下さい。

◎病児・病後児をご利用の場合

【一般世帯の場合】

援助活動の時間	単価	町が負担	実際に支払う額
7時~19時	1,000円	700円	300円
19時~7時	1,200円	700円	500円

【ひとり親家庭・市町村民税非課税世帯・生活保護世帯】

援助活動の時間	単価	町が負担	実際に支払う額
7時~19時	1,000円	1,000円	無料
19時~7時	1,200円	1,000円	200円

◎病児・病後児以外をご利用の場合

【一般世帯の場合】

援助活動の時間	単価	町が負担	実際に支払う額
7時~19時	1,000円	200円	800円
19時~7時	1,200円	200円	1,000円
宿泊	10,000円	2,000円	8,000円

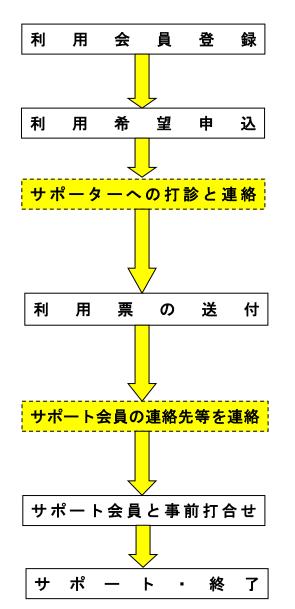
【ひとり親家庭・市町村民税非課税世帯・生活保護世帯】

援助活動の時間	単価	町が負担	実際に支払う額
7時~19時	1,000円	400円	600円
19時~7時	1,200円	400円	800円
宿泊	10,000円	2,000円	8,000円

(3)登録から利用までの流れ(緊急サポート)

利用会員が行うこと

センターが行うこと



- ●ホームページから入会申込フォーム、利用票2、3を 入力送信。又は、役場福祉課にて申込。
- ●センターに電話で利用希望申込み連絡を入れます。受付時間は7時~20時までです。
- ●センターは、利用希望に添うサポート会員を探し、見 つかり次第連絡します。

※極力希望を満たせるよう努めますが、場合により時間 や場所などの調整をさせていただく場合もあります。

●利用票1をセンターに送付。

利用票の送付ができない場合、その旨をセンターに伝えてください。利用希望申し込み時に詳しい情報をお伺いします。

- ●利用票を送っていただき次第、サポート会員の連絡先をお伝えします。また、サポート会員には、利用会員の 連絡先等、必要な情報をお伝えします。
- ●サポート会員に電話し、保育に必要な事柄の確認をします。
- ●援助活動報告書の内容を確認、署名、捺印します。 料金と実費をサポート会員に直接支払います。

利用票送付先

緊急サポートセンター埼玉

7333-0801

川口市東川口4-2-20 プロミネンスⅡ 102号室

問い合わせ

電話番号 048-297-2903 (7時~20時)

FAX 050-3488-0147

e-mail byoujihoiku@oboe.ocn.ne.jp

5. 料金の算出方法について

1. 援助活動時間

- ①. サポート会員宅で援助を行う場合。

 保護者がサポート会員字へ児童を連れてきた時間から、お迎えが
 - 保護者がサポート会員宅へ児童を連れてきた時間から、お迎えが来て児童を引き渡すまでの時間。
- ②. サポート会員宅以外で援助活動を行う場合。(又は送迎も兼ねた活動の場合) サポート会員が援助活動を行うために自宅を出る時間から、援助活動を終えて自宅に 戻るまでの時間。
 - ※援助活動が1時間に満たない場合でも、料金は1時間分より発生します。
 - ※最初の1時間以降は30分単位で計算します。(料金は1時間の半額になります)

2. 移動交通費やその他実費

- ①. 公共交通機関やタクシーを利用した場合は、実費をサポート会員に支払います。
- ②. 自家用車を使用した場合のガソリン代、飲食物等の実費は、事前に会員同士の間の取り決めを行います。
- ③. その他、援助活動中にかかった実費の請求は、会員同士の了承があった中で行います。

3. 支払方法

保育料及びその他かかった実費は、援助活動終了時に利用会員が直接サポート会員へお支払いします。

保育料については、町から補助金が出ますので、正規の単価からそれぞれの 補助金を引いた額をお支払いください。

4. キャンセル料について

①. 活動予定日の前日又は当日のキャンセルの場合には、キャンセル料が発生します。

ファミリーサポート…1時間分の料金(700円)

緊急サポート …1時間分の料金(1,000円)

宿泊 …3.000円

- ②. 無断キャンセルは予約時間分の料金、宿泊については、10,000円のキャンセル料となります。
- ※キャンセル料に補助金はでませんので、ご注意ください。

6. 保険について

万が一に備え、NPO総合保険(あいおい損保)に加入します。

●賠償責任保険

保育スタッフが利用者の身体や財物に損害を与えて、賠償責任を負った時の保険

補償項目			保険金額
			体 医 立
	対人・対物共通	1事故・保険期間中	2億円
賠償責任	 受託物・借用物	 1事故・保険期間中	50万円
	文礼物"旧用物	争以 体决别间中	(現金は10万円)
↓ 妆 按 但 宇	1名		50万円
│人格権侵害 ├──	1事故・保険期間中		100万円
事故対応費用	1事故・保険期間中		500万円
	死亡		50万円
見舞費用	後遺障害		1.5~50万円
	入院	入院日数に応じて	2~10万円
	通院	通院日数に応じて	1~5万円

●傷害保険

お子さんがケガなどをされた場合の保険

補償項目	保険金額
死亡・後遺障害保険金額	300万円
入院保険金日額	3,000円
手術保険金額	手術の種類に応じ、入院保険金額日額の 10・20・40倍
通院保険金額	2,000円

7. お預かりに際して準備していただくもの

□・昼食、おやつ(必要時のみ)
□・ミルク、哺乳瓶 (必要児童のみ)
□・食事用エプロン(必要児童のみ)
──・紙おむつ、おしりふき(必要児童のみ)
- お気に入りの絵本やおもちゃなど(必要児童のみ)
─────────────────────────────────────
 「・汚れものを入れる袋(スーパーのレジ袋等)
·バスタオル
- おしぼりタオル
・ティッシュ
- 薬(必要児童のみ)
― ※受診した医療機関からもらった薬を預かり時間中に飲む分を、1回分ずつ小分けにし
てご用意ください。市販薬不可)
●左右のわフナノの狂かり吐には
●病気のお子さんの預かり時には・・・
□・保険証またはそのコピー
- 受診した病院の診察券
──・町から支給される医療証、医療券など
□・お熱が高くなった時のために冷えピタ等、体を冷やす物もご用意ください。